

## 第29回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年10月27日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |                                              |     |
|-----|----------------------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                               |     |
| 第 2 | 会期決定について                                     |     |
| 第 3 | 会務報告                                         |     |
| 第 4 | 報告第 66号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る<br>あっせん委員の指名について | 1件  |
| 第 5 | 報告第 67号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について                | 1件  |
| 第 6 | 議案第148号 現況証明願について                            | 1件  |
| 第 7 | 議案第149号 農業振興地域整備計画の変更について                    | 1件  |
| 第 8 | 議案第150号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について               | 21件 |
| 第 9 | 議案第151号 農地利用最適化推進委員の委嘱について                   |     |

### ○出席委員（15名）

1番 平山 正志 君	2番 澁谷 洋 君	3番 大泉 義明 君
4番 小野寺典男 君	5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君
7番 森田 享子 君	8番 舟山 珠代 君	9番 津野 齊 君
10番 甲斐やす子 君	11番 笛木 眞一 君	13番 熊谷 英二 君
14番 嶋中 勝 君	15番 遠藤 聡 君	16番 佐藤 徳市 君

### ○議事参与の制限を受けた委員（1名）

●番 ●● ●● 君

### ○欠席委員（1名）

12番 山本 政弘 君

### ○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 工藤 理恵 君	農地係長 青島 雅明 君
主 任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第29回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

8番・舟山君 9番・津野君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第29回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第66号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第66号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第66号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するもの

であります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 460.5 h a

指名年月日 令和7年10月9日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、甲斐委員、笛木委員、熊谷委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第66号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第67号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第67号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第67号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 甲斐委員、笛木委員、熊谷委員。

報告年月日 令和7年10月21日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字中オソツベツ原野 7 2 - 1

現況地目 畑

面積 11,719㎡外 4 筆、合計面積は48,883㎡

年間賃貸料 8,590円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和 1 2 年 9 月 1 1 日まで

次の借受人以降、賃貸借期間が同じため、説明を省略致します。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野 5 0 - 2

現況地目 畑

面積 11,491㎡外 2 筆、合計面積は108,122㎡

年間賃貸料 34,490円

借受人氏名 ●●●●さん

続きまして

土地の所在 字多和 1 6 1 - 1 9

現況地目 畑

面積 21,107㎡外 7 筆、合計面積は141,881㎡

年間賃貸料 30,770円

借受人氏名 ●●●●さん

続きまして

土地の所在 字多和 1 6 0 - 4

現況地目 畑

面積 17,751㎡外 2 7 筆、合計面積は400,805㎡

年間賃貸料 95,130円

借受人氏名 ●●●●さん

続きまして

土地の所在 字上多和原野東 1 線 5 - 2

現況地目 畑

面積 32,985㎡外 5 3 筆、合計面積は533,367㎡

年間賃貸料 215,910円

借受人氏名 ●●●●さん

続きまして

土地の所在 字上多和原野基線 1 9

現況地目 採放地

面積 50,220㎡外 4 筆、合計面積は106,317㎡

年間賃貸料 18,120円

借受人氏名 ●●●●さん

続きますして

土地の所在 字西熊牛原野 3 0 - 2

現況地目 畑

面積 1,076㎡外 8 筆、合計面積は179,088㎡

年間賃貸料 37,380円

借受人氏名 ●●●●さん

続きますして

土地の所在 字栄 9 - 1

現況地目 採放地

面積 7,161㎡外 3 4 筆、合計面積は609,247㎡

年間賃貸料 149,880円

借受人氏名 ●●●●さん

続きますして

土地の所在 字栄 2 1 8 - 1

現況地目 畑

面積 160,395㎡

年間賃貸料 40,050円

借受人氏名 ●●●●さん

続きますして

土地の所在 字西熊牛原野 1 5 - 1 1

現況地目 畑

面積 23,238㎡外 1 5 筆、合計面積は459,562㎡

年間賃貸料 124,130円

借受人氏名 ●●●●さん

続きますして

土地の所在 字上多和原野東 1 線 2 - 1

現況地目 採放地

面積 23,044㎡外 7 6 筆、合計面積は1,021,534㎡

年間賃貸料 258,060円

借受人氏名 ●●●●さん

続きますして

土地の所在 字虹別原野 1 2 2 - 1

現況地目 畑

面積 61,529㎡外 1 筆、合計面積は63,493㎡

年間賃貸料 44,240円

借受人氏名 ●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別原野 9 1 6

現況地目 畑

面積 79,763㎡外 1 筆、合計面積は48,500㎡

年間賃貸料 48,500円

借受人氏名 ●●●●さん

続きまして

土地の所在 字塘路原野 1 4 8

現況地目 畑

面積 14,682㎡外 4 筆、合計面積は138,267㎡

年間賃貸料 93,570円

借受人氏名 ●●●●さん

続きまして

土地の所在 字塘路原野北 7 線79

現況地目 畑

面積 18,812㎡外 4 筆、合計面積は126,793㎡

年間賃貸料 71,750円

借受人氏名 ●●●●さん

続きまして

土地の所在 字オソツベツ 2 5 4 - 1

現況地目 畑

面積 13,709㎡外 3 筆、合計面積は52,942㎡

年間賃貸料 13,650円

借受人氏名 ●●●●さん

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野 5 - 1

現況地目 採放地

面積 61,241㎡外 2 4 筆、合計面積は348,296㎡

年間賃貸料 61,600円

借受人氏名 ●●●●さん

なお番号 1 につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 4 番・嶋中君。

○1 4 番（嶋中勝君） 1 4 番・嶋中です。

報告第67号番号1について報告致します。

令和7年10月21日に、あっせん委員に甲斐委員、笛木委員、熊谷委員と私が指名されましたので、あっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、取得予定の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第67号、内容1件は報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

#### ◎議案第148号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第148号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第148号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

土地の所在、字クチョロ原野48-3

地目、登記簿、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積、5,304m<sup>2</sup>

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員

調査年月日、令和7年10月8日

なお、調査結果につきましては、熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第148号、番号1について報告いたします。

令和7年10月8日に澁谷委員、舟山委員、甲斐委員と私、事務局より小幡次長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、

13番、熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第148号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第149号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第149号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）はい。

議案第149号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、編入。

地番、宇多和429番地2。

現況地目、畑。

面積、505㎡。

事業主体、●●●●、●●●●。

土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるものであります。

土地選定の理由は、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田。

議案第149号、番号1について報告を致します。

10月22日に渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より小幡次長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は●●で農地を所有する●●●●さんが農振農用地区域外の原野を農地にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

当該地を農地にすることで隣接農地と一体的に使用することにより効率的に作業できると思われ  
ます。

また、周辺農地へ及ぼす非該当の影響は認められず、今回の編入については問題ないものと認  
めます。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番・森田  
君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第149号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第150号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第150号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容21件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号16まで内容16件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号16まで内容16件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

議案第150号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり21件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字中オソツベツ原野72-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,719㎡外4筆、合計面積48,883㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和7年11月14日から令和12年9月11日。

金額、年間8,590円。

支払方法は毎年12月10日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号2から番号16については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等に係る土地の表示、利用権設定等の内容、金額を説明し、他の項目については番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字西熊牛原野50-2。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積、11,491㎡外2筆、合計面積108,122㎡。  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。  
金額、年間34,490円。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字多和161-19。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積、21,107㎡外7筆、合計面積141,881㎡。  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。  
金額、年間30,770円。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字多和160-4。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積、17,751㎡外27筆、合計面積400,805㎡。  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。  
金額、年間95,130円。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字上多和東1線5-2。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積、32,985㎡外53筆、合計面積533,367㎡。  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。  
金額、年間215,910円。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字上多和原野基線19。  
地目、登記簿牧場、現況採放地。  
面積、50,220㎡外4筆、合計面積106,317㎡。  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。  
金額、年間18,120円。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字西熊牛原野30-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積、1,076㎡外8筆、合計面積179,088㎡。  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。  
金額、年間37,380円。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字栄9-1。  
地目、登記簿牧場、現況採放地。  
面積、7,161㎡外34筆、合計面積609,247㎡。  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。  
金額、年間149,830円。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字栄218-8。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積、160,395㎡  
利用権設定等の内容、普通畑。  
金額、年間40,050円。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字西熊牛原野15-11。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積、23,238㎡外15筆、合計面積459,562㎡。  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。  
金額、年間124,130円。

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字上多和原野東1線2-1。  
地目、登記簿牧場、現況採放地。  
面積、23,044㎡外76筆、合計面積1,021,534㎡。  
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。  
金額、年間258,060円。

番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん  
土地の所在、字虹別原野122-1。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積、61,529㎡外1筆、合計面積63,493㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間44,240円。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野916。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、79,763㎡外1筆、合計面積106,272㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間48,500円。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字塘路原野148。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、14,682㎡外4筆、合計面積138,267㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間93,570円。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字塘路原野北7線79。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、18,812㎡外4筆、合計面積126,793㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間71,750円。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ254-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積13,709㎡外3筆、合計面積52,942㎡

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間13,650円。

なお、番号1から番号16については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号16まで内容16件については原案可決されました。

続きまして、番号17を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野5-1。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積61,241㎡外24筆、合計面積348,296㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年11月14日から令和12年9月11日。

金額、年間61,600円。

支払方法は毎年12月10日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号17については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮り致します。

番号18から番号21まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号21まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野8線東2-2の内。

地目、登記簿山林、現況畑。

面積2,780㎡外2筆、合計面積6,479㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年11月14日から令和17年11月13日。

金額、年間5,900円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号19から番号21については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号18と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ405-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積1,665㎡外13筆、合計面積258,142㎡

金額、年間518,130円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号20

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野337の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積15,459㎡外2筆、合計面積48,102㎡

金額、年間104,030円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号 2 1

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 4 0 5 - 2 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積1,665㎡外 1 3 筆、合計面積216,519㎡

金額、年間420,000円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 1 8 から番号 2 1 については澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2 番・澁谷君。

○2 番（澁谷洋君） 2 番、澁谷です。

議案第 1 5 0 号、番号 1 8 から番号 2 1 について報告いたします。

1 0 月 2 4 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規と継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 1 8 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 2 番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号 1 8 から番号 2 1 まで内容 4 件については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 5 0 号、内容 2 1 件については原案可決されました。

◎議案第 1 5 1 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 9、議案第 1 5 1 号、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第151号について説明させていただきます。

農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、標茶町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について、下記のとおり議決を求めるものであります。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条第1項ただし書きの規定に基づき委嘱しないことと致します。

これは、平成28年の農業委員会制度の改正により、農業委員会法17条で農業委員会は農業委員に代わって、現場での利用調整を行う、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない、と規定されたところでございます。

ただし、農業委員会の設置義務のない、農地面積が著しく少ない市町村や、政令で定める基準に該当する農業委員会については、推進委員を委嘱しないことができることとされております。

この度、新たな任期を迎えるにあたり、改めて政令で定める基準に該当するかどうか、確認した上で、推進委員を委嘱するか否かを農業委員会として決定しなければならないため、総会の議決を求めるものでございます。

なお、政令で定める推進委員を委嘱しないことができる要件として、市町村の遊休農地が1%以下、また認定農業者への担い手の農地集積率が70%以上の場合と規定されております。

本町の遊休農地率については、令和7年3月現在で0%となっており、担い手の農地集積率についても、令和7年3月現在で95.2%と、いずれも推進委員を委嘱しないことのできる基準を満たしてございます。

以上のことから、当農業委員会において、次回の任期においても、農地利用最適化推進委員を設置しないことと進めていきたいと考えておりますので、ご審議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第151号は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第29回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第29回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時40分閉会）